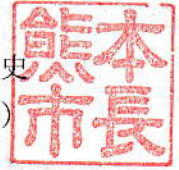


計量発 000074 号

令和 6 年 (2024 年) 2 月 13 日

一般社団法人 熊本県歯科技工士会
会長 上村敬三 様

熊本市長 大西 一史
(計量検査所扱い)



特定計量器定期検査の周知について (お願い)

立春の候、貴会におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
日頃から、本市の計量行政につきまして格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、既にご承知とは存じますが、「取引・証明」に使用する計量器は、計量法に基づき
2 年に 1 回の定期検査が義務付けられております。
本市におきましても今年 4 月から 10 月まで、熊本市内西部地区 (白川より西部・南西部
の一部) の定期検査の実施を計画しているところです。
また、令和 7 年度 (2025 年度) の定期検査対象地域の受検対象者を把握する必要がある
ことから、同年度の検査区域である熊本市内東部地区 (白川より東部・植木町) において、
4 月から熊本市の指定を受けた「熊本市指定定期検査機関」により、新規開業の事業者及び
定期検査未受検者を対象とした「はがきの調査表」の送付による事前調査を行います。
つきましては、ご多忙中のこととは存じますが、貴会会員の皆様へ事前調査並びに定期検
査の受検につきましてご周知いただきますよう、よろしく願いいたします。

※令和 5 年度事前調査・定期検査主体「熊本市指定定期検査機関 株式会社てんびんの会」
令和 6 年度事前調査・定期検査主体については、「熊本市指定定期検査機関 株式会社て
んびんの会」と契約手続き中

問合せ先

熊本市東区水源 2 丁目 1-4

熊本市計量検査所

電話 096-369-0610

担当：廣田 (ひろた)